

第四次 長野市地域福祉計画（案）に対する 市民意見等の募集結果 及び 計画（案）の決定について

保健福祉部 福祉政策課

1 市民意見等の募集概要

(1) 募集期間

令和3年12月1日（水）～令和4年1月11日（火）（42日間）

(2) 公表方法

- ・市ホームページ
- ・記者会見（令和3年11月24日）
- ・広報ながの（令和3年12月号）

(3) 計画（案）の閲覧場所

- ・市役所（福祉政策課、地域包括ケア推進課、行政資料コーナー）
- ・各支所、市立公民館（交流センター）
- ・市社会福祉協議会（地域福祉課）
- ・広報ながの、市ホームページ

(4) 意見等の提出方法

- ・郵送、ファクス、電子メール、持参は上記(3)の閲覧場所の窓口へ

2 市民意見等の募集結果

(1) 意見等提出者数 9人 (提出方法内訳：窓口提出5人、電子メール4人)

(2) 意見等の延件数 21件

(3) 意見等に対する市の対応

| 区分 | 対応方針 | 件数 |
|----|---------------------------------|-----|
| A | 計画(案)を修正する | 2件 |
| B | 計画(案)に盛り込まれており、修正しない | 3件 |
| C | 計画(案)は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする | 6件 |
| D | 計画(案)に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない | 0件 |
| E | その他(質問への回答、状況説明等) | 10件 |
| 合計 | | 21件 |

3 意見等に対する計画（案）の該当項目

| 第四次長野市地域福祉計画（案）の体系 | | 件数 |
|--------------------|--|-----------|
| 第一部 総論 | | |
| 第一章 | 計画の策定に当たって | 3 |
| 第二章 | 計画の基本的な考え方 | 0 |
| 第三章 | 今後の地域福祉推進体制のあり方 | 5 |
| 第二部 各論 | | |
| 第四章 | 施策の展開 | 13 |
| | 基本目標 1 地域福祉を推進していくための基盤を強化する | (2) |
| | 基本目標 2 一人ひとりの“思い”をつなげ、様々な担い手が有機的に連携できる仕組みを整備する | (3) |
| | 基本目標 3 一人ひとりの“思い”を受け止め、支え合い活動や福祉サービスの充実を図る | (3) |
| | 基本目標 4 すべての人の安全・安心な暮らしと人権・権利を守る | (5) |
| 第五章 | 計画の推進について | 0 |
| 資料編 | | 0 |
| 合 計 | | 21 |

4 意見等への市の考え方

対応区分 A : 計画（案）を修正する

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----------|-----------------------------------|--|---|
| 1 | 4 | 第1章 計画の策定に当たって | 第1章1(2)②計画の性格中に、「長野市版都市内分権」とあるが、一般的な用語ではないように思う。用語解説を加えてほしい。 | 「長野市版都市内分権」の用語解説として、「地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持って取り組み、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのこと」と追記します。 |
| 2 | 35 ほか | 第4章 2-1多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化ほか | 「指標」について、2-1、3-3、4-2、4-5の指標の「基準」及び「目標」に単位がないので、追記が必要ではないか。 | 2-1コミュニティ・ソーシャルワーカー配置人数に「人」、3-3社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査実施件数に「件」、4-2認定就労訓練事業所の数に「事業所」、4-5市内の協力雇用主数に「事業所」と、それぞれ単位を追記します。 |

対応区分 B : 計画（案）に盛り込まれおり、修正しない

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|---|
| 3 | 13 | 第3章 今後の地域福祉 推進体制のあり方 | 「互助」と「共助」の違いがはっきりしていない。「自助、共助、公助」でよいのではないか。 | 言葉の意味は、「共助」「互助」とともに、互いに助け合うことです。「共助」は、介護保険制度や医療保険制度等の制度化された助け合いを指す意味合いが強く、「互助」は、近隣住民で日常的にお互い助け合う、声を掛け合うという意味合いが強いことから、本計画（案）では区分しています。 |
| 4 | 21 | 第3章 今後の地域福祉 推進体制のあり方 | 生活支援体制整備事業の実施に当たっては、どこが中心的役割を担うのが課題となる。もし、住民自治協議会が関わっていくことになれば、かえって負担が大きくなるのではないか。 | 生活支援体制整備事業は、地域の課題やニーズを把握し、地域に応じた支え合い活動を創出するため、各住民自治協議会に地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）を配置し、取組みを推進するものです。 事業の実施に当たっては、①検討会の設置、②支え合い活動計画の策定、③住民主体サービスの立ち上げについて、運用方針を変更すること等により、住民自治協議会及び地域福祉ワーカーの負担軽減を図ることとしています。 |
| 5 | 55 | 第4章 4-1災害時の安全・安心の確保、 被災後のコミュニティ支援 | 「個別避難計画の作成」について、市では令和3年度に2地区をモデル地区として実証実験を行い、令和4年度には、その成果を住民自治協議会や福祉関係事業者等に説明し、令和4年度から令和7年度にかけて全地区で作成する考えが示されている。このような計画があることを計画に記載してもよいのではないか。 | 個別避難計画は、長野市地域防災計画及び長野市水防計画に基づき作成するものです。 本計画（案）では、実証実験等の個別避難計画作成のプロセスについては、「個別避難計画の策定の推進」に含んでいるものとなります。 |

対応区分C：計画（案）を修正しないが、今後の取組において検討 又は参考とする

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----|--------------------------------------|--|---|
| 6 | 17 | 第3章 今後の地域福祉 推進体制のあり方 | 地域福祉ワーカーの役割について、役割は記載のとおりであるが、本来は外に出かけて地域に関わっていかないと問題点は見出せない。そのためには、事務的な仕事は極力排除できる体制づくりが必要と思う。 | 地域福祉ワーカーの事務的負担の軽減については、令和2年度に地域福祉推進事業補助金の実績報告や申請書類等の簡素化を図っていますが、引き続き、事務作業の負担の軽減に取り組んでまいります。 |
| 7 | 21 | 第3章 今後の地域福祉 推進体制のあり方 | 「コミュニティ・ソーシャルワーカーの配置」について、早急に各ブロックに最低一人を配置してほしい。 | コミュニティ・ソーシャルワーカーの全市的な配置については、今後、住民自治協議会の7ブロックごとに配置すること等について、具体的に検討していくこととしています。 |
| 8 | 29 | 第4章 1-2地域福祉を 推進する担い手や 資源の創出 | 地域では役員の任期が終了すればそれで役割が終わるとの考えが多い中、「終了が始まりである」との認識をどのように植え付けることができるかが課題である。そのあたりを地区の中で根強く言って聞かせていくことが重要と考える。 | 少子高齢化や定年延長により、地域福祉活動の担い手の確保がより困難になることが予想されることから、引き続き福祉共育（教育）を推進することとしています。 また、地域活動を牽引するリーダーやキーマンを含めた人材の発掘・育成に向け、各種講座・研修の開催、事例紹介・情報提供等の支援をしていくこととしています。 |

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----|--|--|--|
| 9 | 39 | 第4章 2-2どんな悩みも「受け止め」「つなぐ」包括的な支援体制の整備 | 専門分野の知識を必要とする相談が増加している。相談支援窓口が複数あるのは心強いが、どこに相談したらよいか迷ってしまうので、一本化してほしい。 | 福祉に関する課題を抱えた個人、世帯が、市の関係各課を含む何れの相談支援機関に相談しても、関係する機関から適切な支援を受けられる体制を整備しており、分かりやすい周知に努めてまいります。 |
| 10 | 48 | 第4章 3-2地域で見守り地域で支える体制の充実 | 「ごみ出し」について、高齢者の単身世帯は、ごみ出しも一苦勞である。例えば、ごみ出しをしてくれた人に地域で活用できるポイントを付与する等の施策が必要である。 | ごみ出し等の生活上の困りごとに隣近所や関わりのある人が支援する「支え合い活動」のほか、地域住民の有償による支援活動として「地域たすけあい事業」等による活動が行われていることから、現時点では、ポイント制度の導入は考えていませんが、持続可能な取組の手段として参考とさせていただきます。 |
| 11 | 55 | 第4章 4-1災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援 | 「避難行動要支援者への支援」について、地域の福祉関係事業者としても、在宅サービス利用者が、どうやって安全に避難するのか考える必要があると思う。その際には、行政や事業者がそれぞれ別に考えるのではなく、例えば、連携して在宅サービス利用者の個別避難計画を作る等、お互いに連携することが必要だと思う。 | 避難行動要支援者への支援については、災害時の避難に支援が必要な人の把握と台帳づくりを進めるとともに、事業所(ケアマネ)や地域等の協力・連携のもと、今後、優先度を踏まえた個別避難計画の作成を進めていくこととしています。 |

対応区分 E : その他（質問への回答・状況説明等）

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----|------------------------|--|---|
| 12 | 4 | 第1章 計画の策定に当たって | 「計画の策定に当たって」、「基本的な考え方」、「施策の展開」、「計画の推進」のそれぞれに記載されている内容は、問題提起をしているだけで具体的な解決策が見当たらない。 | 本計画は、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等に係る公的サービスだけでは十分に対応できない地域課題について、行政と地域住民、関係機関等がその解決に向けて協働して取り組む地域福祉活動の方向性を示すものです。具体的な解決策については、個別分野計画に基づき、取り組んでまいります。 |
| 13 | 4 | 第1章 計画の策定に当たって | 全体的に、計画を読んだ人が腑に落ちる内容にすべき、コロナ禍を契機に身近な計画としてほしい。 | 地域福祉計画は、市全体の地域福祉の指針であり、地域福祉活動の方向性を示すものです。この指針をもとに、地区ごとに住民自治協議会が中心となり、地域課題やニーズを踏まえ、具体的な地域福祉活動等を記載した地区地域福祉活動計画の策定や改定をしていくこととなります。 |
| 14 | 13 | 第3章 今後の地域福祉推進体制のあり方 | 「地域福祉推進の考え方」について、地域に福祉活動の取組を丸投げしているようで、強く負担を感じる。このため、福祉に関する役員等の成り手がますますいなくなってしまう。 | 地域福祉とは、それぞれの地域において住民一人ひとりが安心して暮らしていけるように、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに協力して、地域課題の解決に取り組む考え方です。本市においては、行政が、公助で担うべきサービスを提供しつつ、自助、互助及び共助の活動を支援することにより、地域福祉を総合的に推進していくこととしています。また、地域福祉の担い手については、地域活動を牽引するリーダーやキーマンを含めた人材の発掘・育成に向け、各種講座・研修の開催、事例紹介・情報提供等の支援をしていくこととしています。 |

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----|---|---|--|
| 15 | 30 | 第4章 1-2地域福祉を推進する担い手や資源の創出 1-3学び合い、共に育つ「福祉共育（教育）」の推進 | <p>「人の確保」について、人口減少が進む中、どのように対応するのも福祉課題の一つと考える。</p> <p>生まれてから亡くなるまでの福祉課題について、総合的に策定することで、福祉に携わる人が確保できるものとする。</p> | <p>人口減少対策は、本市において重要な課題であり、福祉分野だけでなく、環境、防災、教育等様々な分野が横断的に連携しながら取り組むこととしています。</p> <p>本計画（案）では、「地域福祉を推進する担い手や資源の創出や学び合い」及び「共に育つ「福祉共育（教育）」の推進」に地域福祉活動等の担い手の発掘や育成についての方向性を記載しています。</p> |
| 16 | 36 | 第4章 2-1多様な主体が連携・協働する体制の構築・強化 | <p>「ひきこもりの支援」については、行政やサービス事業者等様々な分野の機関・職種が連携して継続的に伴走支援をしていく必要がある。</p> <p>ひきこもり支援事業は、福祉政策課、保健所健康課、市社会福祉協議会が担当となっているが、アウトリーチ等を通じた継続的支援は、どのように取り組んでいくのか。</p> | <p>ひきこもり支援については、まいさぼ長野市と保健所健康課を相談窓口とし、様々な分野の関係支援機関・団体等が連携しながら支援しています。</p> <p>なお、支援が必要にもかかわらず、十分な支援が行き届いていない方へのアウトリーチ（訪問支援）や、ひきこもり“当事者”の家族への支援の充実についても取り組んでまいります。</p> |
| 17 | 46 | 第4章 3-1地域社会とのつながりの維持・創出 | <p>計画（案）中に新型コロナウイルス感染症に対する具体的な取組が記載されていない。新しい生活様式での市民生活保持を担保できる市民・活動団体・行政機関等が共鳴できる戦略的な計画等を別途策定するのか。</p> | <p>コロナ禍における地域福祉活動については、基本目標3 3-1地域社会とのつながりの維持・創出に、その方向性等を記載しています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、「長野市新型コロナウイルス感染症対応方針」により、感染防止対策や県内外との往来、人権への配慮等について、新型コロナウイルス感染症の感染警戒レベル等に応じた対応策等について示しています。</p> |

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----|-------------------------------------|--|---|
| 18 | 48 | 第4章 3-2地域で見守り 地域で支える体制 の充実 | <p>「移動手段」について、運転免許返納者への交通の保障等サポートが不十分である。</p> <p>通院や買い物等、地方では車が必要と考える。返納者へのサポートが十分であれば、返納者が増え、交通事故の可能性も減る。タクシー券やバス券、割引券等、返納者への対応を望む。</p> | <p>運転免許返納者に対する施策については、（一社）長野県タクシー協会により、運転免許返納高齢者割引を実施いただいています。</p> <p>移動手段については、高齢者を対象に、「おでかけパスポート」を発行し、市内の一般路線バスを安価に乗車できる事業等を実施しています。</p> |
| 19 | 54 | 第4章 4-1災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援 | <p>「4-1災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援」を「感染症対策」に主眼を置いた内容に見直しをする必要がある。</p> | <p>4-1は、令和元年東日本台風により、各種都市基盤や商工業、農業等が甚大な被害を受け、その一方、地域コミュニティと地域の支え合いの重要性が再確認されたことから、新たに計画に盛り込んだものです。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応については、「長野市新型コロナウイルス感染症対応方針」により、感染防止対策、県内外との往来、人権への配慮等について、新型コロナウイルス感染症の感染警戒レベル等に応じた対応策等について記載しています。</p> |

| No. | 頁 | 該当項目 | 意見要旨 | 市の考え方 |
|-----|----------|-------------------------------------|--|---|
| 20 | 54 | 第4章 4-1災害時の安全・安心の確保、被災後のコミュニティ支援 | 災害への対応は、普段からの行動が重要となるが、計画中に特段の施策は見当たらない。災害に関して複数の計画が並立することは、住民をはじめ関係者の混乱を招くため、災害対応の施策は、地域防災計画に一本化すべきである。 | <p>災害への対応は平時からの取組が重要になることから、地域防災マップの作成や個別避難計画の策定の推進等の市・関係機関の主な取組を掲載しています。</p> <p>なお、地震や洪水等の災害への備えや、市民と市・県・防災関係機関が相互に協力し、災害応急活動等を行うための基本的な事項については、長野市地域防災計画及び長野市水防計画のとおりであり、本計画（案）の内容は、この計画に沿った内容としています。</p> |
| 21 | 65 67 | 第4章 4-4 権利擁護の推進 4-5 再犯防止対策の推進 | 再犯防止も大変重要な課題であるが、その前に「犯罪被害者等に対する支援」といった視点が欠けているように思うので、計画に盛り込んでほしい。 | <p>計画（案）では、犯罪被害者等に対する支援の視点については、「権利擁護の推進」に包含するものです。</p> <p>また、犯罪被害者等に対する支援については、長野市人権政策推進基本方針において、現状と課題及び犯罪被害者等の権利擁護活動を行う民間団体の支援等の施策の方向を示しています。</p> |

5 今後の予定等

| 時 期 | 内 容 | |
|-------|-------------------------|---------------------------|
| 2月8日 | 長野市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 | 計画案の承認 |
| | 長野市社会福祉審議会 | 市長へ答申 |
| 2月9日 | 臨時部長会議 | パブリックコメントの結果報告及び計画の決定について |
| 2月15日 | 市議会政策説明会 | 同 上 |
| 2月17日 | 記者会見 公 表 | 同 上 |
| 4月～ | 第四次長野市地域福祉計画 スタート | |